

高額療養費の算定誤りについて

1 概要

令和4年1月以前の診療分に係る国民健康保険高額療養費のうち、福祉医療費助成対象者がいる世帯(以下「福祉医療対象世帯」という。)について、算定方法に誤りがあることが判明したため、不足額を追加支給する。

2 算定誤りの内容

本来、福祉医療対象世帯に係る高額療養費の算定においては、福祉医療費助成がなかったものとして、一部負担金相当額(通常、医療費の3割分)により高額療養費を算定すべきところ、医療機関窓口での負担額(福祉医療における一部負担額)により高額療養費を算定していたため、過少支給となっていた。

※70歳未満、自己負担限度額:57,600円(月額、世帯ごと)
 一般被保険者と福祉医療費助成対象者の世帯合算

<算定誤りの例>

医療費 1,000,000円			
		一部負担金相当額(3割) 300,000円	
療養の給付(7割) 700,000円	限度額 57,600円	高額療養費 39,300円	福祉医療 203,100円
		医療機関窓口負担額 96,900円	

<正しい算定方法>

		一部負担金相当額(3割) 300,000円	
療養の給付(7割) 700,000円	限度額 57,600円	高額療養費 76,356円	福祉医療給付調整 166,044円
		高額療養費算定額 242,400円 ※支給額は76,356円	

⇒医療機関窓口負担額により算定した場合、37,056円(76,356円-39,300円)の過少支給が発生する。

3 追加支給対象

- (1) 対象期間 平成29年4月～令和4年1月診療分
- (2) 世帯数 193世帯
- (3) 件数 619件
- (4) 合計額 4,954,082円

診療報酬明細書(レセプト)の保存年限が5年であることから、再算定可能な上記を対象期間とした。

※なお、令和4年2月以降の診療分については、正しい算定方法により算定し、支給している。

4 今後の対応

お詫びと追加支給に関する通知文を発送し、速やかに追加支給を行う。

5 再発防止策

法令に基づいた事務執行を徹底するとともに、マニュアルの整備を行うことで再発防止に努める。